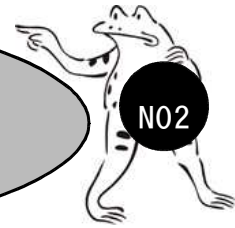


「その支出、ちょっとまったあ！」

すきでんぬきほ

# 京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団 通信

2021.5.25



連絡先：大阪市中央区内淡路町 1-3-11-402 ☎ 06-7777-4935

<http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html>

## ■ 第二回口頭弁論&学習会報告

4月20日、第二回口頭弁論が京都地裁101号法廷で開かれ、主基田抜穂の儀の式次第などを詳細に説明した原告第一準備書面が陳述されました。(以下要旨掲載)

被告は、主基田抜穂の儀、新穀供納の儀、大嘗宮の儀への京都府知事らの参列は「天皇の即位に伴う皇室の伝統的儀式に際し、宮内庁からの案内を受け、日本国および日本国民統合の象徴である天皇の即位に祝意、敬意を表する目的で行われたもの」であり、「あくまでも社会的儀礼を尽くすためのもの」であり、憲法上の政教分離原則に反しないと主張している。

しかし、亀卜により神意を伺うという古来からの方法を用いて「斎田」を占定し、収穫(抜穂の儀)にあたっては神官が儀式を行い、関係者および主基田のお祓いを行うなど、濃厚な宗教性は疑いようがないことが、原告第一準備書面で明らかにされました。

新穀供納の儀、大嘗宮の儀などの違憲性については、原告第二書面以降で明らかにしていきます。

今回の原告意見陳述を裁判所に要請したが認められませんでした。(増森珠美裁判長、向健志・糸賀紀衣裁判官)。次回弁論で一層の展開を期待してください。一人でも多くの傍聴を

\* \* \* \* \*

同日6時より、公開学習会「近現代の大嘗祭と主基田抜穂の儀」が、高木博志氏を講師にキャンパスプラザ京都で開催されました。大嘗祭が重要視されだしたのは、大正・昭和の代替わりであって、それまでは即位礼が重要であった。戦争への動員体制が作られた昭和大礼では儀式数が増大した。非合理的な家系を維持するには、非合理的な神話が必要となるとも指摘されました。

第3回口頭弁論 6月29日(火)午後4:00～ (整理券配布予定 3:20まで)

京都地裁101号法廷

裁判終了後 4:30から弁護士会館にて裁判報告及び

高木博志さんによる第2回連続学習会「近代天皇制と大嘗祭」を開催します

詳細は同封チラシ参照

### 第二回弁論

### 陳述要旨

定岡由紀子 弁護士

◆ 以下文中の「①～⑧写真」は同封別紙をご覧ください

本訴訟は、①京都府知事、京都府農林水産部長の「主基田抜穂の儀」への参列、②京都府東京事務所長の「新穀献納の儀」への参列、及び③京都府知事の「大嘗宮の儀」への参列、これらへの公金支出の違憲性を問うものである。本準備書面では、一連

の行事のうち「主基田抜穂の儀」およびこれに関連する儀式の詳細、京都府知事らが参列することになった経緯を明らかにする。

#### 第1-2 斎田点定の儀について

斎田点定の儀は、大嘗祭で神に供えられる新穀を作る「主基地方」「悠紀地方」を決定する儀式である。201

9年5月13日に行われた。齋田の決定方法は、「亀卜」という古来からの占い方法で、新聞記事等によると、将棋の駒形に加工した亀の甲羅を齋火で焚き、熱せられた部分に水をかけて、ひび割れの具合で神の意思を伺うという手法により行われる。儀式を行うのは「掌典」と呼ばれる、宮廷祭祀をつかさどる内廷職員である。

同日に決定された「主基地方」から、後に、京都府知事を通じた農業団体のあっせん等により、京都府南丹市氷所新東畑が「主基田」と決定された。

#### 第1-4 齋田抜穂前一日大祓について

齋田抜穂前一日大祓は、抜穂の儀に参加する抜穂使や大田主（主基田の所有者）、奉耕者（大田主と共に収穫作業を行う者）のお祓いをする行事であり、主基田抜穂の儀の前日である2019年9月26日に実施された、準備書面別紙1は、その様子の写真を、主催者が作成した記録（甲32）から抜粋したものである。写真①はモーニング姿の人物に先導される大田主および奉耕者10名、写真②はモーニング姿の人物に先導される抜穂使（2番目の冠姿の人物）および随員4名（3番目以降の烏帽子姿の人物）である。写真は載っていないが、式次第によると、この後、抜穂使が随員にお祓いを命じ、随員1人が大祓の詞を読み、随員1人が大麻（おおぬさ）を執ってお祓いを行う、とされている。写真③および④は、お祓いの後、随員が祓物を川に流す様子である。

「抜穂使」を務めるのは掌典である。「随員」がどのような立場であるのかは、記録にも式次第にも説明がないが、お祓いを行っていることから、神官であることは明らかである。

#### 第1-5 主基田抜穂の儀について

2019年9月27日、京都府南丹市氷所新東畑にて抜穂の儀が行われ、これに京都府知事、京都府農林水産部長が参列し、公金が支出された。

京都府知事については、同月20日付で宮内庁より参列が要請されており、農林水産部長については、宮内庁からの「依頼とは別に、関係の向きで特に参列を希望する者」があるかとの問合せに対し、京都府から農林水産部長が参列する旨を回答したものである。

抜穂の儀は、大嘗祭で神に供される新穀を収穫する儀式である。準備書面別紙2は、その様子を、主催者が作成した記録（甲32）から抜粋したものである。また、その記録には記載されていないが、神社新報によると、主基田、<sup>さいじょう</sup>祭場の<sup>いなのみでん</sup>神殿、<sup>しんせんしょ</sup>稲実殿、神饌所、農具の「祓除」（すなわちお祓い）がそれぞれ行なわれた、とある。写真②は、随員が主基田の「祓除」を行う様子である。

さらに、「祓除」の後、抜穂使が神殿で「神<sup>しんこうのことば</sup>降詞」を述べ、式次第（5）にある「神<sup>しんせん</sup>饌<sup>へいもつ</sup>及び幣物を供する。」へと進んだ。写真③は、随員らが「神饌及び幣物を供する」様子である。

その後、抜穂使が祝詞を述べ（式次第（6））、抜穂の儀が行われた（式次第（7））。抜穂の儀の詳細は、以下のように記録されている。「各自、1株の約半分を根元より20cmでノコギリ鎌で刈り、3人分をまとめ、大田主に渡し、三宝に乗せ、齋殿に戻る」。写真⑤は、大田主（一番左）および10名の奉耕者らが、稲穂を刈り取る様子である。写真⑥は、大田主が、刈り取った稲穂を三宝に乗せて齋殿に戻る様子である。

写真⑦は、抜穂使が、刈り取った稲穂を神前に供える様子である。

神社新報によると、抜穂の儀の後、抜穂使、大田主、大札委員などが拝礼し、「神<sup>しんしょうのことば</sup>昇詞」が述べられ、その後、神饌及び幣物が撤せられた（式次第（8））。

儀式の経過は以上のとおりである。

被告は、一連の儀式への京都府知事らの参列は「あくまでも社会的儀礼を尽くすためのもの」であるなどとして、憲法上の政教分離原則に反しないと主張する。

しかしながら、本準備書面で述べたとおり、主基田抜穂の儀は、神の意により「齋田」を占定し、収穫にあたっては神官が儀式を行い、関係者および主基田のお祓いを行い、主基田に「神を降ろす」などしていることから、宗教儀式であることが明らかである。

原告らは、次回以降さらに、新穀献納の儀、大嘗宮の儀の詳細な経過、および主基田抜穂の儀を含むこれら一連の儀式が皇室神道の宗教儀式であること、京都府知事らの各行事への参列が単なる「社会的儀礼」などと言えるものではなく、それ自体、憲法で禁止される国及びその機関の「宗教的活動」にあたり、また、各参列に伴う公金支出が憲法で禁止される「公的財産の使用提供行為」にあたることを明らかにしていく予定である。

わたしは、京都大学教育学研究科に在職しながら、日本植民地支配下台湾・朝鮮の教育史について国家神道の果たした役割に着目しながら研究してきました。

こうしたわたしの研究活動は、ひとりのカトリック信者としての信仰・信条とも不可分な形で結びついています。本日はそうした立場から意見陳述をさせていただきます。

原告  
意見陳述  
駒込 武

きます。

日本国憲法で「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため」（第 89 条）支出してはならないと定めているように、政教分離原則の根幹には「公費」と「私費」の区別があります。近代国家において宗教信仰は私的領域の最たるものである以上、宗教的儀礼への京都府知事の参列に公金を支出することはおかしい、京都府における有権者・納税者として納得できないという思いで原告に名を連ねることとしました。

この訴訟の前提となった住民監査請求の監査報告では、「一連の参列は、宗教との関わり合いを持つものと言わざるを得ないが、天皇の即位に伴う古来からの皇室の伝統儀式としての性格を有する」から、「祝意及び敬意を表する目的で行われたものであり、社会的儀礼として行われた」と記しています。歴史家としては、「古来からの皇室の伝統儀式」云々という部分については歴史認識としての粗雑さに驚かざるをえません。同時に、そもそも政教分離原則が制度化されていなかった明治以前の歴史を持ち出すことはおかしいと感じました。それは、私有財産制度がなかった時代に他人のモノの無断使用が咎められなかったことを引き合いに出して、今日の窃盗を正当化するのと同じくらいナンセンスであるとわたしには思えます。ひとりの信者としては、かりに今日の日本社会のマジョリティが一連の儀式を「社会的儀礼」として容認していると考えたとしても、一連の参列が宗教的行為であり、政教分離違反であることに変わりはないと考えます。社会的儀礼と宗教的儀礼は相互に排他的な概念ではなく、社会的儀礼であると同時に宗教的儀礼でもありうるからです。むしろマジョリティが社会的儀礼として容認しているからこそ宗教的マイノリティはいっそう深刻な人権侵害にさらされているのであり、憲法の原則に照らして法的保護が要請されると考えます。

ここでわたしが身近に経験したひとつのエピソードをお話させてください。今から 9 年前、私の娘が地元の京都市立修学院小学校に入学する予定だった年のことです。入学前の 2 月 8 日に行われた新入学児童保護者説明会において、校長先生は「鷲森神社は地域の活動拠点ですので、みなさんの連絡先を伝えさせていただく」という趣旨のことを話されました。その後、「3 月吉日」付で、鷲森神社奉賛会より 4 月 1 日午前 10 時より鷲森神社にて「小学校新入学児童祈願祭」を行うので「保護者ご同伴の上、ご参列くださいますよう」という「お知らせ」が拙宅のポストに届けられました。新年度に小学校に入学

予定の子どもがうちにいることをなぜ鷲森神社奉賛会が知っているのだろうと驚くと共に、校長先生が保護者説明会で語ったのはこのことだったのだと気づきました。

当時、娘はすでにカトリック教会で洗礼を受けており、我が家では観光で神社を訪れた時に娘がきれいなお守りを買いたいと言っても「今度またマリア様のオメダイ（ペンダントのようなもの）を買ってあげるからね」と言って買ってあげませんでした。「おみくじを引きたい！」という時も、「うちは信じる神さまが違うんだよ」と言って認めませんでした。神社の「お守り」にしても、カトリック教会の「御聖体」にしても、信仰を持たない者にとっては原価数百円のモノに過ぎません。ですが、信仰を共有する者にとっては現実的に大きな力を与えるモノへと変身します。宗教とはかくも繊細な心の働きに基づくものである以上、親としては一貫した態度をとり続けねばならないと考えました。

ですので、わたしは 4 月 1 日の祈願祭にも娘を行かせませんでした。6 月 18 日になって校長先生宛の申入書を書き、教育基本法に定める公教育の宗教的中立性を引き合いにだして、鷲森神社奉賛会に新入学予定児童の名簿を提供して宗教的活動に協力するのはおかしいという申入をしました。校長先生は住所を提供したことを認めつつ、「地域のお社だから…」「何十年も続いている慣行だから…」ということで、「少なくとも今後は住所提供をやめるべきだ」というわたしの意見に同意しようとはしませんでした。

何度かのやりとりの後、校長先生が電話で「来年度からは児童の名簿の提供はしません。地域の掲示板などに貼り出すに止めます」と伝えてきました。わたしは感謝の意を伝えました。ですが、その翌日、我が家の自転車のフロントスポークが切れていました。電気ノコギリがなければ切れないような部品です。わたしは恐怖を感じました。真相は不詳ですが、それまで近所のお宅とトラブルがあったわけでもなく、時間的なタイミングからも、鷲森神社の件と関連しているのではないかと感じざるを得ませんでした。この出来事がなくても、入学したばかりの娘が学校で「いじめ」にあたりはしないかと心配せざるをえません。国および地方公共団体は公権力の一部であり、教師は子どもを評価し、場合によっては処罰する権限を持つからこそ、宗教的信仰に立ち入ってはならないのだと思います。

長年の慣行だから従ってほしいという校長先生の説明を聞いて、戦前の国家神道以来の慣行が断ち切られていないと感じました。研究者としてのわたしは、1930 年代

に台湾や朝鮮など当時植民地だった地域を含めて、児童・生徒・学生に神社参拝が求められた歴史を研究してきました。神社参拝の強要は大日本帝国憲法に定める「信教の自由」の侵害ではないかという批判は当時からありました。これに対して、神社参拝を求める根拠を提供したのが、1932年9月に出版された文部次官通牒です。そこには次のように書かれています。「学生生徒児童等ヲ神社ニ参拝セシムルハ教育上ノ理由ニ基ツクモノニシテ、此ノ場合ニ学生生徒児童ノ団体ガ要求セラルル敬礼ハ愛国心ト忠誠トヲ現ハスモノニ外ナラス」。神社参拝という行為の宗教性を明確に否定しているわけではありません、ただ、「教育上ノ理由」や「愛国心ト忠誠」を表す儀礼であることを根拠として、神社参拝をせよと通知しているわけです。

アメリカの宗教学者であり、キリスト教の宣教師でもあったホルトム(D.C.Holtom)は、戦争中の1943年に刊行した著書において、「国家神道 State Shinto」とは「支配される人びとの側での自己決定 self-determination を完全に無視」しており、とりわけ日本の植民地において「政治的規律化 political regimentation」の装置として機能していると主張しました。公権力を後ろ盾とする国家神道が統治権の総覧者たる天皇に宗教的神聖性を付与し、既存の支配体制にお墨付きを与え、宗教や民族をめぐる差別的秩序を正当化する仕組みを鋭く批判したものです。

このホルトムの見解を重要な根拠としながら日本の敗戦直後にGHQは神道指令を発しました。この神道指令、さらには日本国憲法に定める政教分離原則は、戦前の国家神道が「最悪の形における国教化」(矢内原忠雄の表現)を経験したことへの痛切な反省に基づいて設けられたものです。それにもかかわらず、ただ「愛国心ト忠誠」という表現を「社会的儀礼」と置き換えただけで、神道の宗教的行為への参拝を強要する仕組みは、わたしの娘をめぐる経験というローカルなレベルでも、国政の次元でも連綿として続いています。「社会的儀礼」として政教分離原則の棚上げを正当化する「論理」は戦前の国家神道の「論理」を反復・再生産するものと言わざるを得ません。

今回の天皇即位にかかわる一連の宗教的儀礼に京都府知事が公費を用いて参拝したことについて、わたしはもしもわたしが京都府知事であったならば、どうしてだろうと考えざるをえませんでした。参拝しない、あるいは参拝するとしても私費によるという選択肢をとることは現実的には難しいでしょう。参拝を命令するという直接的強要が行われなかったとしても、参拝しなかった場合、

なんらかの不利益や報復がもたらされるかもしれないという恐怖を媒介として間接的強要が働くからです。かりに西脇隆俊京都府知事が儀礼への参拝に違和感を抱いていなかったとしても、京都府知事はわたしたち有権者の代表であり、公費はわたしたち納税者の税金からなる以上、わたしは、自分自身が脅かされたと感じざるをえませんでした。

こうした見解が多数派かと問われれば、おそらく少数派だろうと思います。ですが、司法における判断は、多数派か否かではなく、憲法や法律との整合性を元になされるはずで、今日、政治の世界では「国家の私物化」と表現されるくらい公私混同的な行動が見られています。そうであればこそ、司法がその本来の機能を發揮して「公費」と「私費」の厳格な区分に基づいて賢明な判断を下されることを心から願います。

(4/20法廷で陳述出来ませんでした、次回以降の弁論で形を変えてバージョンアップリベンジの予定です)

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

## おしらせ

訴状・準備書面・陳述等書面は当会ホームページをご覧ください。

<http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyotomatta.html>

## サポーター募集中

\* 個人年会費 一口 1,000円 (出来れば複数口)

\* 団体賛同金 一口 5,000円 (何口でも可)

郵便振込口座番号 00980 8 3507

加入者名 靖国抗議アジア訴訟団

(通信欄に「京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団」と明記ください)

\* 領収証は発行いたしません、振込用紙の受領証を保管ください。要領収書の場合は通信欄に明記ください。

\* すでに入金下さった皆さんには感謝申し上げます。大きな励みです。(★数名の方より匿名でのかが頂きました。感謝申し上げます)

\* 裁判の傍聴は裁判進行上大きな力となります、お誘い合わせ京都地裁大法廷にあなたの一席を!

\* 引き続きのご注目、ご支援よろしくお願いいたします。

ぼくの甲羅

壊かないで!

